

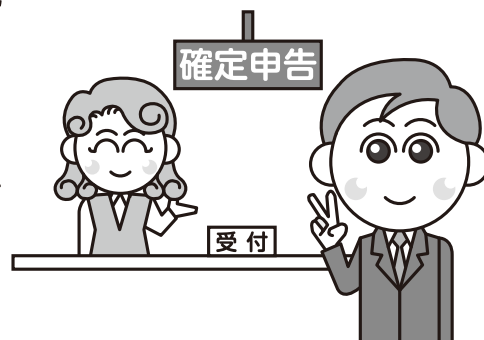
確定申告は3月17日(月)までに

平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告と納税は3月17日(月)が期限です。

消費税の申告は3月31日(月)が期限です。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。



・所得税および復興特別所得税の確定申告に関する問合せ先

刈谷税務署 ☎21-6211

※電話は自動音声により案内していますので、問合せ内容に応じた番号を選択してください。

・市民税・県民税申告に関する問合せ先

困税務グループ(市民税担当) ☎52-1111(内線246・247・253)

所得税・復興特別 所得税の確定申告

ところ 刈谷税務署(刈谷市若松

町1丁目46番地1 刈谷合同庁

舎内)

とき 2月13日(木)～3月17日(月)

(土・日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

※2月23日(日)・3月2日(日)は開設

しません。

※申告書の作成には時間を要しま

すので、午後4時までに来場し

てください。

・臨時駐車場の駐車可能台数は21

台で大変混雑が予想されます。

公共交通機関を利用してくださ

い。

・臨時駐車場は2月3日(月)～3月

31日(月)にかぎり利用可能

◆所得税および復興特別所得税の

確定申告とは

平成25年分から平成49年までの

各年分については、復興特別所得

税を所得税とあわせて申告・納付

することとされています。

復興特別所得税は、平成25年分

から平成49年までの各年分の基準

所得税額に21%の税率を乗じて計

算します。

また、平成25年1月1日～平成

49年12月31日に生ずる所得につい

ては、源泉所得税の徴収の際に復

興特別所得税があわせて徴収され

ています。

◆確定申告書

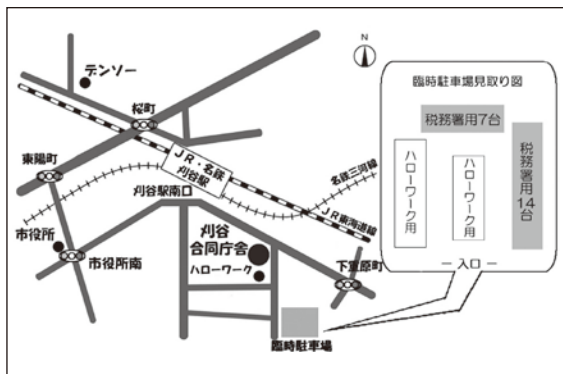
添付書類は、「添付書類台紙」に貼ってください。

◆所得税・消費税・贈与税の申告
e-taxを利用してください。

◆東日本大震災の被害を受けて避
難されている方
納税地を所轄する税務署の管轄
外へ避難している方の国税に関す
る相談は最寄りの税務署で行うこ
とができます。

◆記帳・帳簿などの保存制度
平成26年1月からは、事業所
得、不動産所得または山林所得を
生ずべき業務を行うすべての方に
ついて、記帳と帳簿書類の保存が
必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保
存制度については、所得税の申告
が必要ない方も対象となります。



税務署および臨時駐車場案内図